

## 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款

### 第1章 総則

#### 1. (約款の趣旨)

この約款は、お客様が大和証券株式会社(以下、「当社」という。)に設定する租税特別措置法第37条の11の3第1項及び第2項に規定する特定口座及び、同法第37条の11の6に規定する特定口座(特定口座源泉徴収選択届出書の提出があった場合の特定口座(以下、「源泉徴収選択口座」という。))に限る。)における上場株式配当等の受領について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

- (2) 特定口座に関するお取引は、関係法令等及びこの約款に定めがある場合を除き、「大和証券総合取引約款」等他の約款の定めるところによるものとします。

### 第2章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等

#### 2. (特定口座の開設)

お客様が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

- (2) お客様が特定口座内保管上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいい、特定公社債等を含む。以下同じ。)の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引及び発行日決済取引(以下、「信用取引等」という。)に係る差金決済による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- (3) 租税特別措置法その他法令により認められる場合を除き、お客様は当社に複数の特定口座を開設することはできません。

#### 3. (特定保管勘定における保管の委託等)

特定口座に係る上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下、「保管の委託等」という。)は特定保管勘定(当該特定口座に保管の委託等が行われる上場株式等について、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。)において行います。

#### 4. (特定信用取引等勘定における処理)

信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定(特定口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。)において行います。

#### 5. (特定口座と一般口座)

特定口座で受入れできない上場株式等又は当社が定める証券がある場合、お客様は別に総合取引口座を開設することが必要となる場合があります。この場合、一方の口座を特定口座とし、他の口座を一般口座とします。

- (2) 特定口座と一般口座のお届出印は同一印とさせていただきます。
- (3) 特定口座と一般口座のお取引コースは同一とさせていただきます。
- (4) お客様が特定口座において特定信用取引等勘定を設ける場合には、特定口座が開設され、特定保管勘定が設けられていること及び信用取引口座設定約諾書又は発行日決済取引の委託についての約諾書が締結されていることが必須となります。
- (5) お客様が特定口座の開設申込を行う際、既に信用取引口座設定約諾書若しくは発行日決済取引の委託についての約諾書を締結している場合、又は新たに信用取引口座設定約諾書若しくは発行日決済取引の委託についての約諾書を締結する場合には、特定信用取引等勘定を同時に開設することを必須とします。

- (6) お客様が締結した信用取引口座設定約諾書は、特定口座と一般口座の双方に適用されます。
- (7) お客様は特定口座と一般口座の両口座で同一銘柄を保有する場合に、正しく名寄せされないことに基因して発生する事柄につき了解しているものとします。なお、当該事例としては、例えば次の事柄が発生するおそれがあります。
- ① 単独株主権、少数株主権の確保ができない場合があること
  - ② 発行会社に対する株主としての継続性が失われる場合があること
  - ③ 株主の議決権や新株予約権が過少に処理される場合があること

#### 6. (特定口座を通じた取引)

お客様が当社との間で行う取引に関しては、特に申出がない限り、当社が定める取引を除くすべての取引に関して原則特定口座を通じて行います。

- (2) 前項にかかわらず、国内公募株式投資信託(非上場)についての特定口座での買付けは、当該特定口座で国内公募株式投資信託(非上場)の特定口座計算対象外残高を管理している場合は、同一銘柄の買付け残高については特定口座計算対象外残高となります。
- (3) 特定口座での売却は、当該特定口座で同一銘柄の上場株式等の特定口座計算対象外残高と対象外残高を管理している場合は、特定口座計算対象外残高からの売却とします。
- (4) 特定口座を通じたその他の取引も当社所定の方法により行うこととします。

#### 7. (特定口座と一般口座との間の金銭振替)

同一のお客様の特定口座と一般口座との間の金銭振替については、原則として金銭振替を行う前営業日までにお客様が金銭振替の指示を行った場合には、お客様からの署名、捺印等による申出を特に必要とせずにお客様の指示により行うことができるものとします。但し、当該金銭振替は、当社が別途定める場合に該当すると当社が認めた場合に行うことができるものとします。

#### 8. (特定口座と一般口座との間の証券振替)

同一のお客様の特定口座から一般口座への証券振替については、振替後に速やかに売却注文を行う又は当社が一般口座への振替を必要と定める特定口座対象外残高の振替を行う場合には、お客様からの署名、捺印等による申出を特に必要とせずにお客様からの指示により、次の各号の証券の振替を行うことができるものとします。但し、当該証券振替は当社が別途定める方法により行うこととします。また、権利確定日前等で当社が別途定める日に該当する場合は、当該証券振替は行えません。

- ① 「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく振替決済制度において取扱う有価証券(以下、「振替証券」という。)等で特定口座に受入れできないもの
  - ② 税制優遇措置等を受ける対象となる上場株式等で振替証券等
  - ③ 当社が特に認めた証券
- (2) 前項各号に係る証券振替後の売却は、次の各号の通りとします。
- ① 前項第一号及び第二号に係る証券の証券振替後の売却は、当該振替日の翌営業日以降に可能であること
  - ② 前項第三号に係る証券の証券振替後の売却は、当社が定める営業日以降に可能であること
- (3) 上場株式等を現渡しする場合には、お客様からの署名、捺印等による申出を特に必要とせずにお客様からの指示により、同一のお客様の特定口座と一般口座との間で当該上場株式等を振替えることができるものとします。

#### 9. (所得金額等の計算)

特定口座における上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額の計算は、関係法令等の定めに基づき行います。

#### 10. (削除)

## 11. (源泉徴収)

お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出し、特定口座における源泉徴収を選択される場合は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 4、地方税法第 71 条の 51 及びその他関係法令の規定に基づき源泉徴収を行います。

## 12. (特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

当社はお客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ(租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。)を受入れます。

- ① 特定口座の開設後に、当社への買付の委託により取得又は当社から取得をした上場株式等(募集を含む)で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ③ 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
- ④ お客様が贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。)により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈をした者が当社又は他の金融商品取引業者等に開設し保管の委託等をしていた口座から、法令の規定に基づき当社に開設されたお客様の特定口座に移管することにより受入れるもの
- ⑤ 特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当て、発行人の合併又は分割、株式交換、株式移転により取得する上場株式等(合併親法人株式、分割承継親法人、株式交換完全親法人の親法人の株式、株式移転完全親法人の株式、又は新たな投資信託の受益権等を含む。)で特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生、特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは株式の割当を受ける権利の行使、上場株式等償還特約付社債の償還、有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑦ 下記 25. (出国口座等)により開設された出国口座において保管されている上場株式等で、お客様からの「出国口座内保管上場株式等依頼書」の提出により当該出国口座から特定口座への移管によりそのすべてを受入れるもの
- ⑧ 当社で開設している特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当社に貸し付けた場合における当該貸付契約に基づき返還される上場株式等で、特定口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの
- ⑨ お客様が有する上場株式等以外の株式等で、その株式等の上場等の日の前日において当該上場株式等と同一銘柄の株式等のすべてを、その上場等の日に特定口座に受入れるもの
- ⑩ 保険会社の相互会社から株式会社への組織変更によりお客様が割当てを受ける株式においてその割当てを受ける株式のすべてを当該株式の上場等の日に、又はその割当てを特別口座に受けた株式を移管により、特定口座に受入れるもの
- ⑪ お客様が締結した持株会契約等に基づき開設された持株会等口座又は株式付与信託契約にて取得した上場株式等の特定口座への受入れについて、当該持株会等口座又は当該株式付与信託契約の受託者口座から当該特定口座への振替の方法により行うもの
- ⑫ 当社に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定並びに課税未成年者口座である特定口座に係る上場株式等を移管により、特定口座へ受入れるもの

⑬ 前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項に基づき定められる上場株式等

### 13. (譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法又は上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行われる単元未満株式の譲渡等当社を経由する方法のほか政令で定める方法のいずれかにより行います。

### 14. (特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の関係法令等に定めるところにより計算した金額、取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

### 15. (特定口座内保管上場株式等の移管)

当社は、12. (特定口座に受入れる上場株式等の範囲)②に規定する移管は、関係法令等の定めるところにより行います。

### 16. (贈与、相続又は遺贈による特定口座への受入)

当社は、12. (特定口座に受入れる上場株式等の範囲)④に規定する上場株式等の移管による受入れは、関係法令等の定めるところにより行います。

### 17. (年間取引報告書の送付)

当社は、関係法令等に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。

### 18. (当社における権利の処理)

- (1) 国内上場株式等に関する株主割当増資等の権利の処理及びこれに伴う簿価再計算は、権利の取得の日から相当の期間を経た後に行われます。
- (2) 外国証券に関する株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等(以下、「株式分割等」という。)の権利の処理及びこれに伴う簿価再計算は、本邦以外の国又は地域の有価証券市場における株式分割等の権利の取得の日から相当の期間を経た後に行われます。
- (3) 上記(1)、(2)において権利の処理を行った国内上場株式等及び外国証券の売却を、当社における権利の処理及びこれに伴う簿価再計算を行う前に行うか、その後に行うかにより、所得金額等の計算に相当の差異(売却毎の所得金額等の計算の偏り)が生じる場合があります。

## 第3章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任

### 19. (源泉徴収選択口座への配当の受入)

お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する上場株式等の配当等(特定公社債等の利子等を含む。以下同じ。)について、源泉徴収選択口座内に設けられた下記 22. (特定上場株式配当等勘定における処理)に規定する特定上場株式配当等勘定への受入れ及び譲渡損失との損益通算を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択口座届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。

- (2) お客様が当社に対し、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した年の翌年以後の上場株式等の配当等については、お客様から当該所得金額の損益通算を希望しない旨の申出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

### 20. (源泉徴収選択口座への配当の受入終了)

源泉徴収選択口座を開設しているお客様が、上場株式等の配当等について、特定上場株式配当等勘定への受

入れ及び譲渡損失との損益通算を希望しない場合には、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済について源泉徴収しない旨を選択した特定口座源泉徴収選択変更届出書及び租税特別措置法第37条11の6第3項に規定する上場株式等の配当等の特定上場株式配当等勘定への受入れをとりやめる旨を記載した源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。

- (2) 源泉徴収選択口座を開設しているお客様が、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済について源泉徴収を選択しない場合についても、前項と同様に特定口座源泉徴収選択変更届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。
- (3) お客様が当社に対して特定口座源泉徴収選択届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済又は上場株式等の配当等が特定保管勘定及び特定信用取引等勘定又は特定上場株式配当等勘定にて処理されている場合には、その年最初に当該上場株式等の譲渡又は特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済若しくは上場株式等の配当等の支払が確定した日以降、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済について源泉徴収を選択しない旨及び上場株式等の配当等の受入終了の申出を行うことはできません。

#### 21. (源泉徴収選択口座に受入れる上場株式等の配当等の範囲)

当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第8条の4第1項に規定にする上場株式等の配当等をいう。)に該当するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当社の営業所に保管の委託等がされている上場株式等に係るものに限る。)で当社により所得税が徴収されるべきもののみを受入れます。

- ① 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等(国外一般公社債等除く。)の利子等
  - ② 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外投資信託等(私募を除く。)の配当等
  - ③ 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等
  - ④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等
- (2) 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもの(ダイワSMA口座、ダイワファンドラップ口座等、当社が特に認めた同一のお客様の別の口座に交付するものを含む。)を、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

#### 22. (特定上場株式配当等勘定における処理)

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において行います。

#### 23. (配当所得金額等の計算)

特定口座源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項、関係法令等の定めに基づき行います。

なお、所得計算の結果、上場株式等の配当等の源泉徴収した額に還付すべき額が生じた場合には、租税特別措置法第37条の11の6及びその他関係法令に基づきお客様へ還付を行います。

### 第4章 雑則

#### 24. (契約の解除)

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様が当社に対して特定口座廃止届出書を提出したとき

- ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

#### 25. (出国口座等)

お客様が出国する場合、関係法令等の定めに基づき、当社の出国をする前の特定口座である出国前特定口座に係る特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、当社の出国をした後の口座である出国口座において引続き保管の委託等をし、かつ、帰国後再び開設する当社の特定口座に保管の委託等をすることを希望する場合は、出国をする日までに特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書と出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出することが必要です。

#### 26. (特定口座内公社債の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る 1 単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

#### 27. (通知の効力)

お客様あて、当社によりなされたこの契約に基づく全ての口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

#### 28. (約款の変更)

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

#### 29. (平成 28 年 1 月 1 日以前に開設した特定口座の取扱い)

平成 27 年 12 月 31 日以前に発行され上場株式等に該当する公社債等(国内外の特定公社債又は公募公社債投資信託等)を保有されているお客様が、平成 28 年 1 月 1 日において特定口座を開設している場合、特段のお申し出がない限り、以下の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 平成 28 年 1 月 1 日に当社にて取得価額等の確認可能な当該公社債等については、当社はお客様から特定口座への受け入れのご依頼をいただいたものとして、当該取得価額等にて特定口座に受け入れる手続きを行うこと。
  - ② 前号において、当社はあらかじめお客様に当該取得価額等の情報を通知するものとし、お客様は当該取得価額等を確認いただくこと。
  - ③ お客様が上記 5. に記載する一般口座を開設されており、当該公社債等が当該口座にある場合において、一般口座から振替を行い、特定口座へ受け入れること。
- (2) 当社にて取得価額等の確認が行えず、特定口座に受け入れができない公社債等がある場合、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに取得価額等の確認書類をご提出のうえ所定の手続きにより特定口座への受け入れができます。

#### 附 則

この約款は、2021 年 12 月 4 日より適用されます。

以 上